

農業経営負担軽減支援資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 5 月 17 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 3 号

農業経営負担軽減支援資金利子補給規則の一部を改正する規則

農業経営負担軽減支援資金利子補給規則（平成 7 年岩手県規則第 100 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1 [略] 2 第 3 条第 2 号の規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる要件を満たす農業経営負担軽減支援資金の償還期限は、18年以内（6年以内の据置期間を含むものとする。）とすることができる。 (1) 融資機関が <u>平成31年 3 月 31 日</u> までに貸付けの決定を行ったものであること。 (2) [略]	附 則 1 [略] 2 第 3 条第 2 号の規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる要件を満たす農業経営負担軽減支援資金の償還期限は、18年以内（6年以内の据置期間を含むものとする。）とすることができる。 (1) 融資機関が <u>令和 2 年 3 月 31 日</u> までに貸付けの決定を行ったものであること。 (2) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の農業経営負担軽減支援資金利子補給規則の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。